

規 約

(平成 2 2 年 3 月 1 8 日 制定)

(名称)

第 1 条 この会議の名称を「元気な『ちば』を創る食育応援企業連絡会」(以下、「会」と呼ぶ。)とする。

(目的)

第 2 条 会は、社会貢献活動の一環として食育に取り組む企業間の連携により、千葉県の食育活動の活性化を目的とする。

(活動理念)

第 3 条 会は、以下の活動理念に基づき食育活動に取り組む。

「『食』を通して元気な『ちば』を創ることを応援します。」

(1) 家庭の食卓を支援する食育活動により、個人や家庭の元気を応援します。

(2) 千産千消の推進、生産や製造現場への理解を深め、農水産業をはじめ食に関わる産業の元気を応援します。

(3) 環境に配慮した食生活の普及を図り、地域環境の元気を応援します。

(4) 地域の食育関係者・機関や行政と連携して食育活動に取り組み、地域社会の元気を応援します。

(活動内容)

第 4 条 会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 社会貢献活動としての食育活動やその活性化に向けた情報交換

(2) 企業間、又はボランティア等との連携による食育活動の実践

(3) 食育月間等における統一広報活動

(4) その他、前条の目的を達成するために有効なこと

(組織)

第 5 条 会は、ちば食育サポート企業のうち有志の企業及び団体を構成員とし、構成員の要望に応じてワーキンググループを置くことができる。また、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 充実した協議・活動を行うために、会に有識者を招聘し、又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 ワーキンググループは、特定の取組に賛同する者で構成し、必要に応じて構成員以外の企業・団体の参加も可能とし、ワーキンググループ参加企業から提案のあった取組に係る活動を行う。

(事務局)

第 7 条 会の事務局を、千葉県農林水産部安全農業推進課内におく。

(附則)

1 この規約に定めるもののほかに、必要な事項は、構成員の了承をもって定める。

2 この規約は、平成 2 2 年 3 月 1 8 日から施行する。